

愛媛県レッドリスト改訂作業に係るガイドライン

1. 愛媛県レッドリスト改訂の目的

愛媛県では、2014年に改訂版愛媛県レッドデータブック（以下「愛媛県 RDB2014」という。）を発行し、絶滅の恐れのある野生生物 1,773 種を愛媛県レッドリスト（以下「愛媛県 RL」という。）として公表しているが、近年の生息・生育環境の悪化等による県内自生種の絶滅危険性の急速な高まりや、学術的知見の蓄積等により、愛媛県 RL のカテゴリー区分変更等に対して柔軟に対応する必要性が生じている。

そこで、本ガイドラインにより、愛媛県 RL のカテゴリー区分の再評価を行い、随時改訂、公表するものとする。

2. 愛媛県 RL 改訂(カテゴリー区分の再評価)の実施体制

(1) 決定機関

愛媛県 RL のカテゴリー区分の再評価は、「えひめの生物多様性保全推進委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）第 2 条及び第 5 条に基づき、「えひめの生物多様性保全推進委員会（以下「委員会」という。）」及び「野生動植物専門部会（以下「専門部会」という。）」において検討の上、決定するものとする。

(2) 愛媛県 RL 改訂(カテゴリー区分の再評価)実施者

愛媛県 RL 改訂（カテゴリー区分の再評価）の実施者（以下「愛媛県 RL 改訂者」という。）は次のとおりとする。[表 1]

- ①愛媛県 RDB2014 分類群のうち、専門部会の専門分野については、専門部会員が、それぞれの専門分野ごとに再評価を実施するものとする。
- ②上記以外の愛媛県 RDB2014 分類群については、愛媛県 RDB2014 の調査等を行った「愛媛県レッドデータブック改訂委員会（2014年3月末解散）」の委員（以下「元改訂委員」という。）等が、自然保護課からの依頼に基づき、それぞれの専門分野ごとに再評価を実施するものとする。

[表 1]

愛媛県 RDB2014 分類群	専門部会専門分野	愛媛県 RL 改訂者	
		①専門部会員	②元改訂委員等
総括	動植物全般	松井 宏光	—
哺乳類	哺乳類	山本 貴仁	—
鳥類	鳥類	小川 次郎	—
爬虫類	爬虫類・両生類	岡山 健仁	—
両生類			
淡水魚類	汽水淡水魚類	清水 孝昭	—
昆虫類	昆虫類	吉富 博之	—
陸・淡水産貝類	貝類		石川 裕
海産貝類			鶴崎 展巨
クモガタ類・多足類等	—	—	鶴崎 展巨
甲殻類	陸淡水産甲殻類等脚目	海産動物	高木 基裕
	淡水産甲殻類十脚目		
海岸動物			—
高等植物	高等植物	徳岡 良則	—
コケ類	—	—	岩田 和鷹
藻類	—	—	小林 真吾
地衣類	—	—	川又 明德
高等菌類	高等菌類	小林 真吾	—

(3)愛媛県 RL 改訂専門分科会

愛媛県 RL 改訂者は、それぞれの専門とする生物群において、分類群ごとの評価や、評価の公平性と客観性を担保する目的で愛媛県 RL 改訂専門分科会（以下「分科会」という。）委員を必要に応じて指名し、自然保護課に報告する。

分科会委員の任期は 1 年とするが、再任及び分類群ごとの重複は妨げないものとする。なお、愛媛県 RL 改訂者は、分科会委員以外の専門家等に対しても広く意見を徴する等により、評価の公平性と客観性の向上に努めるものとする。

(4)愛媛県生物多様性センター

愛媛県 RL 改訂者等が実施する改訂作業を支援するとともに、愛媛県 RL 改訂に必要なデータ（3（1）で報告を受けたもの）の管理等を行うものとする。

(5)愛媛県県民環境部環境局自然保護課

委員会設置要綱に基づき委員会及び専門部会の庶務を行うとともに、元改訂委員、分科会委員等への協力依頼、愛媛県 RL 改訂、公表等に係る庶務を行うものとする。

3. カテゴリー区分再評価から改訂版愛媛県 RL 公表までのプロセス

(1) 愛媛県 RL 改訂者は分科会委員等と協議し、生物群ごとに改訂候補種と新規候補種を整理し、愛媛県 RL 改訂（案）を作成の上、生物多様性センターへ報告する。

- ・改訂候補種を「①愛媛県 RL カテゴリー区分確認シート」に基づいて判定を行い、「②変更・愛媛県 RL 評価シート【生物群】」に整理する。
- ・新規候補種は、「③新規・愛媛県 RL 評価シート」に整理することと併せて「④愛媛県 RL 新規候補種概要」を作成する。

(2) 生物多様性センターは、愛媛県 RL 改訂（案）の取りまとめを行う。

(3) 専門部会は、愛媛県 RL 改訂（案）を検討の上、承認又は不承認の決定を行う。

(4) 委員会は、専門部会で承認された愛媛県 RL 改訂（案）を検討の上、承認又は不承認の決定を行う。

(5) 自然保護課は、委員会で承認された愛媛県 RL（以下「改訂版愛媛県 RL」という。）を愛媛県 HP 等で公表する。

※（3）、（4）で承認が得られなかった愛媛県 RL 改訂（案）は、（1）の再整理を行う。

4. カテゴリー区分再評価実施の基本方針

○カテゴリー区分及び評価基準並びに対象生物群は愛媛県 RDB2014 と同じ区分を用いる。

○カテゴリー区分の再評価は、原則として既存の文献資料等から行うこととする。

○愛媛県 RDB2014 において「準絶滅危惧種」「情報不足種」「絶滅危惧分類群（I 類、II 類）」と区分された種で公表時よりも状況が悪化しているもの（下位から上位への変更）や、新たな知見が得られた種の再評価は速やかに行うこととする。

○再評価の際、愛媛県 RDB2014 公表時に評価された基準で危機度が下がっても、他の基準で危機度が高いと判断される場合があるため、改めてすべての基準で評価することとする。

<下位のカテゴリーに変更する場合の基準>

・上位のカテゴリーに相当する基準が 5 年以上満たされない場合

・新規の知見により外来種であることが明らかになった等、評価を変更する場合

○カテゴリー区分の変更（新規種の追加含む）根拠は、原則として、「①RL 区分判別確認シート」の判定に基づいて行うこととするが、分科会委員およびその他専門家との協議結果が判定と異なる場合にあっては、協議結果を判定と同等に扱うことができることとする。

5. 改訂版愛媛県 RL と愛媛県 RDB2014 等の扱い

愛媛県 RL の再評価は随時行い、変更があった場合には、上記「3. カテゴリー区分再評価から改訂版愛媛県 RL 公表までのプロセス」を経て、速やかに改訂版愛媛県 RL を公表することとする。カテゴリー変更や種の追加、削除があった種については、改訂版愛媛県 RL の記述を優先し、過去に公表された愛媛県 RDB2014 等の記述は無効とする。

6. その他

- (1) 愛媛県 RL 改訂（案）作成に対する謝礼、経費等については、原則、無償とする。
- (2) 本ガイドラインは令和 2 年 3 月 31 日から適用する。
令和 5 年 11 月 20 日改正する。